

第71回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

2022年6月22日（水曜日）

午前10時（受付開始午前9時30分）

<場所>

東京都葛飾区立石六丁目33番1号

かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

※開催場所が昨年と異なっております。お間違えのないようご注意ください。

目次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
（提供書面）	
事業報告	54
連結計算書類	85
計算書類	87
連結計算書類に係る会計監査報告	89
計算書類に係る会計監査報告	91
監査役会の監査報告	93

株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 7867
2022年5月31日

株 主 各 位

東京都葛飾区立石七丁目9番10号
株式会社 タカラトミー
代表取締役社長 小 島 一 洋

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本株主総会について慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。株主の皆様には、安心・安全の観点から、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月21日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月22日（水曜日）午前10時																
2 場 所	東京都葛飾区立石六丁目33番1号 かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください)																
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案 定款一部変更の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案 企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件</td></tr><tr><td></td><td>第4号議案 取締役9名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第5号議案 監査役4名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第6号議案 役員賞与支給の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件		第2号議案 定款一部変更の件		第3号議案 企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件		第4号議案 取締役9名選任の件		第5号議案 監査役4名選任の件		第6号議案 役員賞与支給の件
報告事項	1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件																
	2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件																
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件																
	第2号議案 定款一部変更の件																
	第3号議案 企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件																
	第4号議案 取締役9名選任の件																
	第5号議案 監査役4名選任の件																
	第6号議案 役員賞与支給の件																

以 上

【株主の皆様へのお願い】

1. 株主の皆様の感染予防の観点から、株主総会当日は、健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくことをご検討ください。特に、体調がすぐれない方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、ご来場をお控えいただくことをお勧めします。
2. 議決権行使は、ご来場いただかなくとも書面（郵送）またはインターネット等による事前の行使が可能ですので、ご活用ください。
3. 本株主総会の様子を後日動画ご視聴専用サイトで配信させていただく予定です。詳細は、別紙をご覧ください。
4. 株主の皆様のご意見を広くお伺いする機会として、株主様専用のフリーダイヤルを開設いたします。詳細は、別紙をご覧ください。
5. 本総会会場で使用する電力は風力発電によるグリーン電力を使用し、環境に配慮した運営を行っております。

【ご来場される株主の皆様へのお願い】

1. 体温が高い方（目安として37.5℃以上の発熱のある方）や頻繁に咳をされる等体調が悪いように見受けられる方は、入場をお断りいたします。
2. ご自身の体調をご確認のうえ、感染予防のご配慮をお願いします。マスク着用、会場内でのアルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。
3. 株主総会の議事は、昨年同様に時間短縮いたしますので、株主総会の目的事項（報告事項及び決議事項）に関連する質問以外は、ご遠慮ください。
4. 会場の座席は間隔を広げて設置いたしますので、昨年同様に座席数が大幅に制限されます。そのため入場をお断りする場合がありますこと、予めご了承ください。
5. 当社スタッフの指示に従っていただけない場合、ご入場をお断りさせていただく場合がありますこと、予めご了承ください。
6. 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場が変更されたり、開催時刻が変更されることがあります。新型コロナウイルスの感染防止に向けた新たな対応やその他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合は、必ず下記URLをご確認いただきますようお願いいたします。

当社ウェブサイト（<https://www.takaratomy.co.jp>）

7. 当日ご出席される際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
8. 受付開始は午前9時30分を予定しております。
9. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
10. 不測の事態も懸念されますので、株主ではないお子様のご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
また、当日お子様が遊ばれるコーナー等はありませんのでご了承願います。
11. 当日は節電のため軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承願いますようお願い申し上げます。

また株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

12. 株主総会招集ご通知提供書面のうち、事業報告書の新株予約権等に関する事項、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株式資本等変更計算書、個別注記表につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知提供書面及び上記書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【当社の対応について】

1. 当社役員・スタッフはマスク着用のうえ、登壇・ご対応させていただきます。
2. サーモグラフィーカメラを設置し、ご来場者の体温の測定を実施いたします。
3. 会場は換気のために、一部扉を開放する場合があります。
4. 会場内に空気清浄機を設置いたします。
5. 会場内での商品展示はいたしません。

議決権行使に関するお願い

当社の経営に参加できる権利「議決権」をぜひご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年はB又はCにてご行使くださいますようお願い申し上げます。

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

（ご捺印は不要です）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

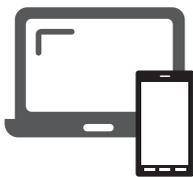
書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

C

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（5頁）をご参照のうえ、パソコン等から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日に到着した場合はインターネットを有効とします。また、パソコンやスマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを採取してください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社C)の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に業績及び配当性向などを勘案したうえ配当金額を決定していく方針とし、当期の期末配当は1株につき22.5円とさせていただきます。

なお、すでに中間配当として1株につき10円を実施させていただいておりますので、年間配当金額は1株につき32.5円となります。

-
- | | |
|----------------------------|-----------------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| ② 配当財産の割当てに関する
事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金22.5円
配当総額2,076,595,853円 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2022年6月23日 |
-

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第20条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第20条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第20条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p>
(新 設)	<p>第1条 定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第20条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年6月21日に開催されました当社第68回定時株主総会において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、当社が発行する株式の大規模買付行為等に関する具体的な対応方針（以下、「旧対応方針」といいます）について2022年6月22日開催予定の当社第71回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）の終結時を期限として継続する旨の決議をしております。

当社は、かねてより旧対応方針の継続について検討を進めてまいりましたが、2022年5月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会にて株主の皆様のご承認が得られることを条件に、旧対応方針を一部変更の上継続すること（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます）を出席取締役全員の賛成により決定いたしました。なお、上記取締役会には、社外監査役3名を含む全監査役が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本対応方針の、旧対応方針からの主要な変更点は、以下のとおりです。

項目	旧対応方針	本対応方針
対象買付者による情報提供期間 (4(2))	当社取締役会が合理的であると判断する期限まで	当社取締役会が対象買付者に対して本必要情報のリストを提示した日から60日以内 但し、対象買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、又は大規模買付行為等の内容及び態様等、本必要情報の提供状況等を考慮して合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合、最長30日間延長可能（延長は一度限り）

つきましては、株主の皆様へ、当社定款第18条第1項の規定に基づき、本対応方針の継続について、ご承認をいただくことをお願いするものであります。

当社株式の大規模買付行為等への対応方針（本対応方針）

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定される「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」）

（本対応方針にかかる当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容は、旧対応方針における基本方針の内容から実質的な変更はありませんが、その概要については、第71回定時株主総会招集ご通知提供書面80頁から84頁をご参照下さい）

2 本対応方針継続の目的

一般に、上場する株式会社においては、その株主が保有する株式を売買することは各株主の意思に基づき行われるものであり、この理は、支配権の移転を伴う買収提案についても当てはまるものであるため、かかる買収提案に応じるか否かの判断も最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきであると考えております。しかし、大規模な買付行為の対象となる会社の取締役会の意向を無視して行われる、いわゆる敵対的買収の中には、その目的等から見て、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、企業価値を毀損し、株主共同の利益に反するおそれのあるものも少なくありません。そこで、当社といたしましては、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主の皆様共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが必要であると考え、本対応方針を継続することといたしました。本対応方針は、上記1記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの1つとして継続するものであります。

なお、現時点において、当社株券等（その内容については下記4(1)ご参照）について、第三者からの大規模買付行為等（その内容については下記4(1)ご参照。以下同じとします）の具体的提案を受けている事実はありません。

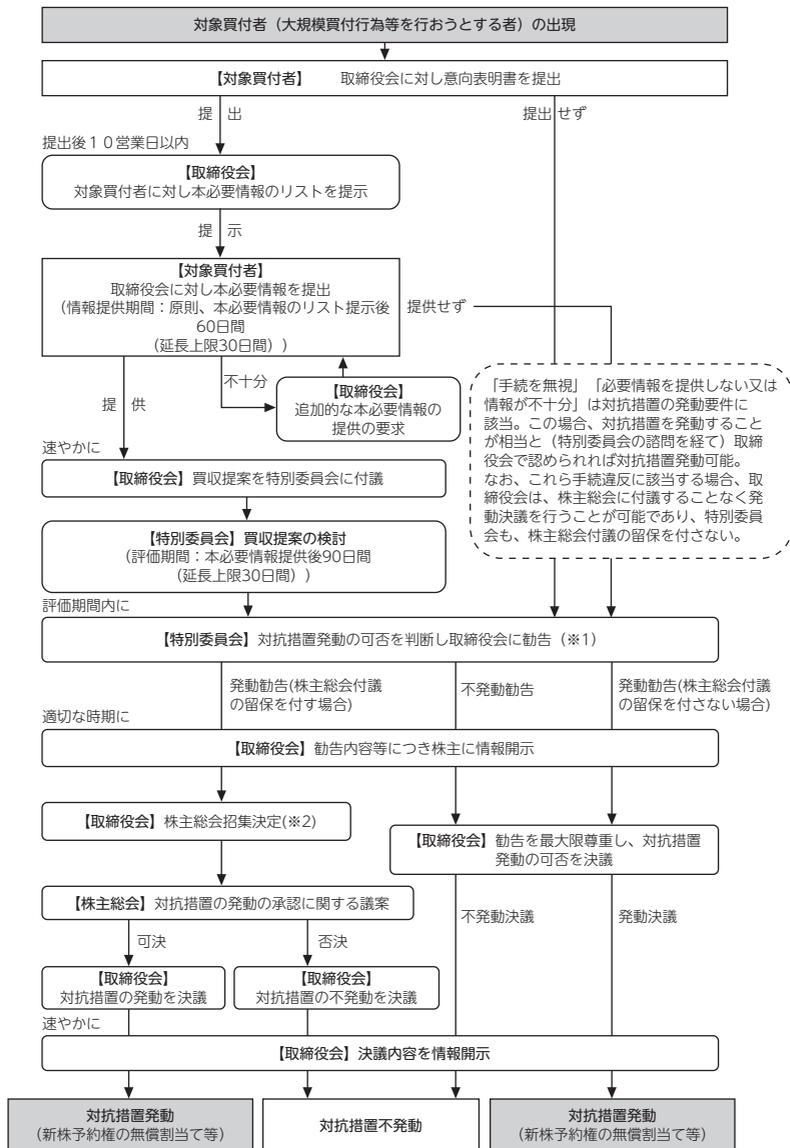
また、2022年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙1）のとおりです。

3 本対応方針の概要

本対応方針の詳細は以下に記載するとおりですが、手順のおおまかな流れは次頁のフローチャートのとおりです。

手続きの流れ

対象買付者の出現～対抗措置発動



※1 特別委員会は、評価期間内に取締役会に一定の情報提供の要求ができる。

※2 株主総会の開催が著しく困難な場合を除く。

なお、本フローチャートは本対応方針の概略をフローチャートで示したものであり、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置など、法令上取締役会が元来有している権限が行使される可能性はあります。

(1) 特別委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の発動または不発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するため、当社が意向表明書（その内容については下記4(2)ご参照）を受領し、または対象買付者（その内容については下記(2)ご参照）が出現する可能性がある当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合、別に定める特別委員会規則（その概要は別紙2記載のとおりです）に従い、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置します。特別委員会は、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者により構成することといたします。具体的には、独立役員として届け出た当社社外取締役の中から選定することとし、その員数は3名以上といたします（なお、本対応方針の継続に関する当社取締役会の決定時点において予定されている特別委員の候補者については、別紙3に記載のとおりです）ご参照願います）。

(2) 手続の概要

本対応方針は、①本対応方針の適用の対象となる大規模買付行為等を行おうとする者（大規模買付行為等を行おうとする者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含み、以下、「対象買付者」といいます）が、事前当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供しなければならないこと、②提供された情報等に基づき特別委員会が対抗措置（その内容については下記6ご参照。以下同じとします）の発動または不発動等に関する勧告を行うこと、③当該勧告を受けて当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、対象買付者及びそのグループは大規模買付行為等を実施することができないこと、④対象買付者が本対応方針に定める手続を遵守しない場合、または、本対応方針に定める手続を遵守した場合であっても、一定の場合は当社取締役会が、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、また、特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合には、当社株主総会の判断に従い、大規模買付行為等に対し対抗措置を発動することを決議できること等をその内容としております。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の判断をする場合には、その決議に基づき、新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第277条以下）の方法によって、一定の日における全ての株主の皆様に対して割り当て（当該新株予約権の内容については別紙4ご参照）、または、その他法令もしくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

(4) 本対応方針の継続手続

本対応方針の継続については、株主の皆様意思を反映するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

また、当社は、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するため、一定の場合には当社株主総会の承認決議を経るものとしております。

4 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為等

本対応方針の適用の対象となる「大規模買付行為等」は、以下のとおりです（但し、当社取締役会が承認した行為を除きます）。

- ア 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）について、保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が20%以上となる買付けその他これに類似する行為またはその提案（以下、「買付け等」といいます）。
- イ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。以下本項において同じ）について、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付け者（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます）の株券等所有割合との合計とします。以下別段の定めがない限り同じとします）が20%以上となる当社の株券等の公開買付け。

(2) 対象買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、対象買付者に対し、当社取締役会が特に提出が不要と認めた場合を除き、大規模買付行為等の着手に先立ち、当社取締役会に対して、対象買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等を含みます）、及び、大規模買付行為等の目的、方法及び内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度等を含みます）、並びに、大規模買付行為等を行うに際し本対応方針に定める手続を遵守する旨の表明保証文言、補償文言その他の誓約文言等を記載した当社所定の意向表明書を提出していただきます。そのうえで、対象買付者に対し、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報（以下、「本必要情報」といいます）を、当社取締役会に対し提供していただきます。

本必要情報の内容につきましては、対象買付者より開示された対象買付者及びそのグループの概要並びに大規模買付行為等の目的、方法及び内容によって異なりますので、当社取締役会は、対象買付者による上記意向表明書の提出後10営業日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を用いるものとします）以内に、本必要情報のリストを策定し、対象買付者に対し提示することとします。

当社取締役会は、対象買付者から意向表明書を受領した場合、速やかに当該意向表明書の内容その他の事項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

なお、本必要情報の内容は、以下の項目からなるものとします。

- ア 対象買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容（当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます）、経歴、沿革、企業統治（ガバナンス）

システム、内部統制システム、社会的責任（CSR）への取組状況、反社会的勢力等との関連性、資本構成、財務内容（対象買付者が個人である場合、その年齢及び国籍、主たる職業（当該個人が経営、運営または勤務している会社その他の団体の名称、主要な事業、住所、経営、運営並びに勤務の始期及び終期）等）、過去の法令違反行為の有無及びその内容、係争中の法的手続の有無及びその内容等）

- イ 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する方法の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の確実性の程度等を含みます）
- ウ 重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に規定する「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします）を行うことを大規模買付行為等の目的とする場合、または大規模買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性、時期、条件等に関する情報
- エ 大規模買付行為等の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容及びその算定根拠等を含みます）
- オ 大規模買付行為等の資金の裏付け（大規模買付行為等の資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます）
- カ 大規模買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます）の有無（意思連絡がある場合にはその目的及び内容、並びに当該第三者の概要）
- キ 対象買付者による従前の当社株式の取得その他の取引の状況
- ク 対象買付者が既に保有する当社株式に関する貸借契約、担保契約、売買契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている当社株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ケ 対象買付者が大規模買付行為等において取得を予定している当社株式に関して担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- コ 大規模買付行為等に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- カ 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、議決権の行使方針、役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）等
- シ 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

ス 大規模買付行為等の後における当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策

セ 大規模買付行為等の後における投下資本の回収方針

ソ 大規模買付行為等の後において当社株式が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由

当社取締役会は、対象買付者から提供された情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると認めた場合には、必要かつ十分な本必要情報が揃うまで対象買付者に対し追加的に情報提供を求めます。対象買付者には、原則として、当社取締役会から対象買付者に対して本必要情報のリストが提示された日から60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします（以下、「情報提供期間」といいます）。但し、対象買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、又は大規模買付行為等の内容及び態様等、本必要情報の提供状況等を考慮して合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします）。情報提供期間が終了した場合、又は当社取締役会が、対象買付者に対し追加的に情報提供を求めたにもかかわらず、対象買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わない場合であっても、買取提案を特別委員会に付議する場合があります。

なお、意向表明書及び本必要情報（追加情報を含みます）における使用言語は日本語に限るものとします。

(3) 取締役会に対する情報提供の要求

対象買付者から意向表明書及び本必要情報の提供がなされた場合、特別委員会、当社取締役会に対しても、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を、その作成のために合理的に必要と特別委員会が認める期間内（但し、本評価期間（その内容については下記(4)ご参照）内）に限るものとします）に提供するよう要求することがあります。

(4) 特別委員会による検討・評価等

当社取締役会は、本必要情報の全てが記載された大規模買付行為等に関する書面による提案（以下、「買取提案」といいます）を受領した場合又は情報提供期間が終了した場合（かかる場合、情報提供期間終了時点で受領している、本必要情報が記載された大規模買付行為等に関する書面による提案を買収提案とみなします）若しくは当社取締役会が本必要情報が全て揃わない場合でも対象買付者からの提案を特別委員会に付議することを決定した場合（かかる場合、当該対象買付者からの提案を買収提案とみなします）、上記(3)にいう情報提供の要求を特別委員会から受けているか否かを問わず、当該買取提案を速やかに特別委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、速やかに、当該付議の事実について、株主の皆様に対して情報開示を行います。特別委員会は、当該買取提案を検討し、当社取締役会が買取提案を受領した時から起算して、最長90日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により、30日を上限として延長することができるものとします。当

社取締役会は、かかる延長がなされた場合には、速やかに、当該延長の理由及びその期間について、株主の皆様に対して情報開示を行います。以下、当該期間を「本評価期間」といいます) 以内に、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。特別委員会の判断が、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に資するようになされることを確保するため、特別委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとし、

なお、当社取締役会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容を改善させるために、必要と認めるときは、対象買付者と協議・交渉等を行うものとし、特別委員会はかかる協議・交渉等の経緯及び結果も踏まえて上記検討を行います。

(5) 特別委員会による勧告

特別委員会は、本評価期間（特別委員会の決議により延長された場合は、その延長された期間も含みます）の期間内に、以下の基準に従って、対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います。

ア 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案が付議された場合には当該買収提案を検討した上で、対象買付者による大規模買付行為等が下記5に定める(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断した場合は、本評価期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。なお、特別委員会は、下記5に定める(ウ)の要件に基づき対抗措置を発動するか否かが問題となっている場合には、予め対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができるものとします。

イ 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案を検討した結果、大規模買付行為等が下記5に定める(ア)ないし(ウ)のいずれにも該当しないと判断した場合、または、これに該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、本評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、当該勧告後においても、判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識され、その結果下記5に定める(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、対抗措置の発動を含む勧告を改めて行うことを妨げないものとします。

ウ 対抗措置の発動の中止等の勧告

特別委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等がなされなかった場合、または、判断の前提となった事実関係に変動が生じもしくは当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識され、下記5に定める(ア)ないし(ウ)のいずれにも該当しないと判断した場合、もしくはこれに該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

(6) 情報の開示

当社取締役会は、特別委員会による勧告を受けた場合、当該勧告の内容及びその判断の理由の概要、並びに、当社取締役会または特別委員会が開示することが適切であると判断した事項について、当社取締役会または特別委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行うものとします。

(7) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を速やかに行います。

なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。対抗措置の発動に関する当社株主総会の決議は、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われ

るものとし、当社取締役会は、当該株主総会において当該議案が可決された場合、対抗措置の発動に関する決議を行い、当該株主総会において当該議案が否決された場合、対抗措置の不発動に関する決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記取締役会の決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとし、

対象買付者及びそのグループは、当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為等を実施することができないものとし、

5 対抗措置の発動要件

当社は対象買付者による大規模買付行為等が下記のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合、上記4(7)に記載される当社取締役会の決議により、下記6に定める本新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うものとし、

なお、下記要件に該当し本新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うことが相当か否かの判断にあたっては必ず特別委員会の判断を経ることになり、さらに、下記(ウ)の要件に基づき対抗措置を発動するか否かが問題となっている場合については、特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができ、かかる留保が付された場合には、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、当社株主総会の判断を経ることになります。

- (ア) 対象買付者が、本対応方針に定める手続を遵守せず大規模買付行為等に着手した場合
- (イ) 対象買付者から、本必要情報が提供されず、また提供された場合であってもこれが不十分である場合
- (ウ) 買収提案の内容が、以下の要件のいずれかに該当する場合
 - (a) 次に掲げる、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断される場合
 - ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
 - ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を対象買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
 - ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を対象買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
 - ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
 - (b) 二段階買収（最初の買付けで全株式の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）など、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合

- (c) 買収提案の条件（買付け等の対価の価額・種類、当該価額の算定根拠、買付け等の時期、買付け等の上限、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度、大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます）が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に照らし不十分または不適當であると合理的に判断される場合
- (d) 遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために、「健全な子供文化の育成」という使命を実践するための永年に亘る努力により構築された当社のコーポレートブランド「タカラトミー」の価値及び当社の企業価値の更なる増大を実現するために必要不可欠な、当社及び当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者との人的ネットワーク等を破壊し、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

6 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容

当社取締役会は、特別委員会から対抗措置の発動に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、また特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合には、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、当社株主総会の判断に従い、当社取締役会の決議により、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の無償割当て（会社法第277条以下）その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うか否かを判断いたします。

なお、本新株予約権の概要については、別紙4をご参照下さい。

7 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2022年3月期（2021年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時から2025年3月期（2024年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。但し、当該定時株主総会の終結時に買収提案を行っている者または当社の支配株式（株券等保有割合が20%以上となる数量の株券等をいいます）の取得を企図する者であって当社取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。

8 本対応方針の廃止及び変更

本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に沿ってこれを廃止させることが可能です。

また、本対応方針の有効期間中であっても、法令若しくは金融商品取引所の規則の新設若しくは改廃に伴い本対応方針の条項に修正を加えることが適切である場合、または内容の実質的変更を伴わない本対応方針の形式的な文言修正が必要な場合は、当社取締役会の決議により、必要最小限の範囲で本対応方針の文言を修正することができるものとします。

9 本対応方針の合理性

当社では、本対応方針の設計に際して以下の点を十分考慮し、本対応方針は、上記1の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の適合性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の充分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するものです。さらに、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(2) 株主意思の反映（導入決議とサンセット条項）

本対応方針は、上記2「本対応方針継続の目的」及び上記3(4)「本対応方針の継続手続」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効し、その有効期間は、上記7「本対応方針の有効期間」に記載のとおり、2025年3月期（2024年度）に関する定時株主総会の終結の時までの3年間としております。また、当社取締役の任期は定款上1年ですので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、上記8「本対応方針の廃止及び変更」に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能とされており、株主の皆様のご意向が最大限反映されることとなっております。

(3) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記8「本対応方針の廃止及び変更」に記載のとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は定款上1年と定められており、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 独立性の高い者による判断の重視

上記3(1)「特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除し、本対応方針が株主の皆様のために、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の維持・向上に資する目的のもと適正に運用されることを目的として、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者によって構成される特別委員会を設置することとされており、具体的には、特別委員会

は独立役員として届け出た社外取締役により構成されます。また、当社取締役会は、特別委員会の客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定することとされております。

さらに、特別委員会は、その客観的かつ公正な判断を担保するため、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができることとされております。

このように、特別委員会は、当社取締役会が恣意的に本対応方針の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をするものであり、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に資するべく本対応方針の透明性の高い運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 客観的要件の設定

本対応方針は、上記5「対抗措置の発動要件」及び上記6「対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものであります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本対応方針は、上記4(4)「特別委員会による検討・評価等」にて記載したとおり、対象買付者が出現すると、特別委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

10 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)イに定める本新株予約権の行使手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が下記(3)ウに定める本新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)イの手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応方針に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、または本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の

希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続
ア 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられ、かかる株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

- イ 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び、株主の皆様ご自身が別紙4Ⅱ(4)（本新株予約権の行使条件）アの①ないし⑥に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、発行される株式1株当たり金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個当たり原則として1株（但し、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数）の当社普通株式が発行されます。

- ウ 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、かかる本新株予約権を保有する新株予約権者にその旨通知またはこれに代えてその旨の公告を行った上で、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。

当社が、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付する手続を取ったときは、対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が別紙4Ⅱ(4)アの①ないし⑥に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使方法、当社による取得の方法等の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上

大株主の状況

(2022年3月31日現在)

氏名または名称	住 所	所 有 株式数 (千株)	発行済株 式総数に 対する所 有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	12,846	13.52
司 不 動 産 株 式 会 社	栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち2-21-18	7,565	7.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	4,340	4.57
富 山 幹 太 郎	東京都葛飾区	2,668	2.81
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,278	1.35
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,197	1.26
管理信託(富山章江口) 受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区丸の内1-3-2	1,183	1.25
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都千代田区丸の内1-3-2	900	0.95
富 山 彰 夫	東京都葛飾区	821	0.86
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 4 4 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	757	0.80
計	—	33,555	35.33

(注) 当社は自己株式2,697千株(所有株式数割合2.84%)を保有しております。

特別委員会規則の概要

- 1 特別委員会は、当社が対象買付者から意向表明書を受領し、または対象買付者が出現する可能性がある当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合に、当社取締役会の決議により設置される。
- 2 特別委員会は、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者により構成する。具体的には、独立役員として届け出た当社社外取締役の中から選定する。特別委員会の委員（以下、「特別委員」という）の員数は3名以上とする。当社取締役会が上記1により特別委員会を設置する場合、当社取締役会は、速やかに特別委員を選任する。
- 3 特別委員の任期は、原則として、当社取締役会の決議により特別委員会が設置されてから、当社取締役会の決議により特別委員会が廃止されるまでの期間とする。但し、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または③特別委員が当社社外取締役の地位を喪失した場合には、当該特別委員の任期は終了する。
- 4 特別委員会の決議は、原則として、議決に加わることのできる特別委員の全員が出席し、その過半数をもって行うものとする。但し、特別委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、特別委員会の決議は、議決に加わることのできる特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うことができる。
- 5 特別委員会は、その決議により、以下に掲げる事項について決定し、その決定内容を、理由を付して、当社取締役会に対して勧告する。
 - ① 対象買付者による大規模買付行為等に対する対抗措置の発動（当該発動に関して株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付する場合を含む）または不発動
 - ② 対象買付者による大規模買付行為等に対する対抗措置の発動の中止等
- 6 特別委員会は、以下に掲げる事項を行うことができる。
 - ① 対象買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しているか否かを検討し、当社取締役会に対して助言または提言すること
 - ② 対象買付者から本必要情報として提出された情報が、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するために必要な情報として十分か否かを検討し、当社取締役会に対して助言または提言すること
 - ③ 当社取締役会から提供された大規模買付行為等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他の情報を評価及び検討すること
 - ④ 本評価期間の延長が合理的に必要と認められるか否かを検討し、必要と認める場合にその決議により本評価期間を30日を上限として延長すること
 - ⑤ その他本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項
- 7 特別委員会は、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会がその勧告を行うために必要と考える事項に関して説明を求めることができる。また、必要と判断する場合、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。

特別委員会委員の候補者及びその略歴

特別委員会は、当社が意向表明書を受領し、または対象買付者が出現する可能性があるとして当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合に、臨時に設置されるものでありますが、ご参考までに、本対応方針の継続に関する当社取締役会の決定時点において予定されている特別委員会委員の候補者は、以下の5名となります。

三村 まり子（みむら まりこ）

1957年3月22日生まれ

西村あさひ法律事務所オブカウンセル

当社社外取締役

TANAKAホールディングス株式会社社外取締役

株式会社MICIN社外監査役

（略歴）

1992年4月 ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所

1993年9月 高石法律事務所入所

1995年4月 西村真田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所

2005年1月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）入社

2006年6月 同社執行役員

2010年1月 ノバルティスホールディングジャパン株式会社取締役

2015年7月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役

2018年6月 当社社外取締役（現任）

2018年8月 西村あさひ法律事務所入所、同事務所オブカウンセル（現任）

2020年6月 TANAKAホールディングス株式会社社外取締役（現任）

2022年3月 株式会社MICIN社外監査役（現任）

※三村まり子氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

同氏個人と当社の間には取引関係はございません。

※当社は、同氏が所属する西村あさひ法律事務所との間に法律業務を委託する取引関係がありそれに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬支払額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、また、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満です。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

佐藤 文俊（さとう ふみとし）

1954年2月16日生まれ

当社社外取締役

アズビル株式会社社外監査役

（略歴）

1976年4月 日本銀行入行

1998年4月 同行青森支店長

2001年5月 同行福岡支店長

2004年4月 株式会社堀場製作所入社常務執行役員

2005年6月 同社常務取締役

2017年3月 同社顧問

2018年5月 一般社団法人東京科学機器協会監事

2019年6月 当社社外取締役（現任）

同上

アズビル株式会社社外監査役（現任）

※佐藤文俊氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

同氏と当社の間には取引関係はございません。

殿村 真一（とのむら しんいち）

1963年4月29日生まれ

キャップジェミニ・アジアパシフィック副代表兼キャップジェミニ株式会社代表取締役会長

縄文アソシエイツ株式会社社外取締役

大日コーポレーション株式会社社外取締役

当社社外取締役

（略歴）

1987年 4 月 新日本製鉄株式会社入社

1999年 6 月 ジェームスマーチン&カンパニー・ジャパン入社

2001年 7 月 同社代表取締役社長

2011年 6 月 縄文アソシエイツ株式会社社外取締役（現任）

2012年 7 月 キャップジェミニ入社、アジア金融サービス部門代表

2013年 2 月 キャップジェミニ株式会社設立 代表取締役社長

2020年 6 月 大日コーポレーション株式会社社外取締役（現任）

同上 当社社外取締役（現任）

2021年 4 月 キャップジェミニ株式会社代表取締役会長（現任）

※殿村真一氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

同氏と当社の間には取引関係はございません。

伊能 美和子 (いよく みわこ)

1964年10月11日生まれ

株式会社ヤマノホールディングス社外取締役

当社社外取締役

株式会社学研ホールディングス社外取締役

株式会社ギフティ社外取締役

(略歴)

1987年 4 月 日本電信電話株式会社入社

1999年 7 月 株式会社NTTコミュニケーションズ入社 (分社化)

2004年 4 月 日本電信電話株式会社 (NTT持株会社) 転籍

2010年 6 月 ピーディーシー株式会社取締役兼任

2012年 7 月 株式会社NTTドコモ転籍

2015年 8 月 株式会社ドコモgacco代表取締役社長

2017年 7 月 タワーレコード株式会社代表取締役副社長

2020年 1 月 東京電力ベンチャーズ株式会社入社

同上 TEPCOライフサービス株式会社取締役兼任

2020年 6 月 株式会社ヤマノホールディングス社外取締役 (現任)

同上 当社社外取締役 (現任)

2020年12月 株式会社学研ホールディングス社外取締役 (現任)

2022年 3 月 株式会社ギフティ社外取締役 (現任)

※伊能美和子氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

同氏個人と当社の間には取引関係はございません。

※当社は、伊能美和子氏が2019年12月まで所属した株式会社NTTドコモとの間に取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っております。その取引額は過去3か年において平均して1,000万円以上ですが、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

安江 令子 (やすえ れいこ)

1968年1月26日生まれ

サイバネットシステム株式会社代表取締役 社長執行役員

当社社外取締役

ライオン株式会社社外取締役

(略歴)

- 1991年 4 月 株式会社松下電器情報システム名古屋研究所 (現パナソニック
アドバンステクノロジー) 入社
- 1999年12月 モトローラ株式会社入社
- 2004年 6 月 Seven Networks,Inc.入社
- 2005年 9 月 Qualcomm,Inc.入社
- 2009年 7 月 富士ソフト株式会社入社
- 2015年 4 月 同社常務執行役員
- 2018年 1 月 サイバネットシステム株式会社入社 副社長執行役員
- 2019年 3 月 同社代表取締役 社長執行役員 (現任)
- 2020年 6 月 当社社外取締役 (現任)
- 2021年 3 月 ライオン株式会社社外取締役 (現任)

※安江令子氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

同氏個人と当社の間には取引関係はございません。

※当社は、同氏が所属するサイバネットシステム株式会社との間にシステム保守を委託する取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

本新株予約権の概要

I 本新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 本新株予約権の内容及び数

下記Ⅱ記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において、当社取締役会が定める一定の期日（以下、「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数の新株予約権を割り当てます。

(2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株に対し本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

Ⅱ 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます）は原則として1株とし、本新株予約権無償割当て決議により発行可能株式総数の範囲内で定めます。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額とします。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から3か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。

(4) 本新株予約権の行使条件

ア ① 特定大量保有者、② ①の共同保有者、③ 特定大量買付者、④ ③の特別関係者、もしくは、⑤ 上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥ 上記①ないし⑤に該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次のとおり定義されます。

(ア)「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます）をいいます。

(イ)「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含み

- ます（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます）。
- (ウ) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいいます）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項に規定する「公開買付者」をいいます）の特別関係者（その内容については下記(エ)ご参照）の株券等所有割合との合計とします。以下別段の定めがない限り同じとします）が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます）をいいます。
- (エ) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます）をいいます。
- (オ) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めたと者、または、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいいます）をいいます。
- イ 上記アにかかわらず、下記(ア)ないし(エ)のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (ア) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「子会社」をいいます）
- (イ) 当社を支配する意図がなく上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたと者であって、かつ、上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、上記ア①の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたと者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得し、その結果再度特定大量保有者に該当することとなった場合を除きます）
- (エ) その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者（但し、上記ア①ないし⑥に該当すると当社取締役会が認めたと者についても、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反しないと認めることができる場合に限り、当社取締役会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益に反しないことを確保するために一定の条件を付することができるものとします）

- ウ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます）が本新株予約権を行使するに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む）の充足、または(iii)その双方（以下、これらを総称して「準拠法行使手続・条件」といいます）が必要とされる場合（当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することを要する場合を含みます）には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されていると当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものとします。なお、当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する本新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれらを履行または充足する義務を負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができません。
- エ 本新株予約権者が上記の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。
- (6) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (7) 本新株予約権の取得条項
ア 当社は、当社取締役会が定める日（以下、「取得日」といいます）が到来することをもって、取得日の前日までに未行使の本新株予約権（但し、上記(4)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権を除きます）の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。
また、取得日の経過後に上記(4)の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が未行使の本新株予約権を有すると当社取締役会が認める場合には、取得日より後の当社取締役会が定める日（以下、「再取得日」といいます）が到来することをもって、当該本新株予約権者の有する本新株予約権のうち再取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- イ 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。
- (8) 新株予約権証券の不発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないこととします。

(9) その他の事項

上記に定めるほか本新株予約権発行に関し法令上必要とされる事項については、本新株予約権無償割当て決議において定めます。

(10) 法令の改正等による修正

上記各項で引用する法令の規定は、2022年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該法令の新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または修正するものとします。

第4号議案 取締役9名選任の件

当社の取締役11名全員は、2021年6月23日開催の当社定時株主総会において選任いただき、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	とみ やま かん たろう 富 山 幹太郎	代表取締役会長 CEO	再任
2	こ じま かず ひろ 小 島 一 洋	代表取締役社長 COO	再任
3	とみ やま あき お 富 山 彰 夫	常務取締役事業統括本部長	再任
4	う さ み ひろ ゆき 宇佐美 博 之	取締役（非常勤）	新任
5	み むら こ 三 村 まり子	社外取締役	再任 社外 独立
6	さ とう ふみ とし 佐 藤 文 俊	社外取締役	再任 社外 独立
7	との むら しん いち 殿 村 真 一	社外取締役	再任 社外 独立
8	い よく み わ こ 伊 能 美和子	社外取締役	再任 社外 独立
9	やす え れい こ 安 江 令 子	社外取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

とみやま かんたろう
富山 幹太郎

再任

■略歴、当社における地位、担当

1982年7月 当社入社
1983年5月 当社取締役
1985年5月 当社取締役副社長
1986年12月 当社代表取締役社長
2000年6月 当社代表取締役社長 CEO
2015年6月 当社代表取締役会長
2017年6月 当社代表取締役会長 CEO（現任）

生年月日

1954年1月22日生

所有する当社の株式の数

2,668,556株

取締役在任年数

39年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

長年にわたる代表取締役としての豊富な経験と、玩具業界に関する深い見識を備えております。それらに基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

こじま かずひろ
小島 一洋

再任

■略歴、当社における地位、担当

1983年4月 三菱商事株式会社入社
2008年4月 丸の内キャピタル株式会社執行役員
2009年6月 当社社外取締役
2012年4月 当社取締役常務執行役員連結戦略局副局长
2012年6月 当社常務取締役連結戦略局副局长
2013年4月 当社常務取締役連結管理本部副本部長
2013年6月 当社取締役常務執行役員 CFO、連結管理本部長、内部統制・監査部担当
2014年10月 当社取締役常務執行役員 CFO、連結管理本部長
2017年4月 当社取締役専務執行役員 CFO、連結管理本部長
2017年6月 当社代表取締役副社長 COO、CFO
2018年1月 当社代表取締役社長 COO（現任）

生年月日

1961年1月4日生

所有する当社の株式の数

117,052株

取締役在任年数

10年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

国内投資ファンド経営者、当社経営者としての豊富な経験に基づき、企業価値向上のため連結管理体制の整備、財務基盤の強化、人事戦略を推進してまいりました。引き続きその高い専門性と経験を基に、当社グループの経営全般を牽引できると判断し、選任をお願いします。

候補者番号

3

とみやま あきお
富山 彰夫

再任

■略歴、当社における地位、担当

2010年11月 当社入社
2015年11月 当社欧米戦略室
2017年1月 TOMY International, Inc.駐在
2018年4月 TOMY International, Inc.入社、CSO
2018年7月 当社企画開発本部グローバルR & D室長兼任
2020年1月 当社常務執行役員
2020年4月 当社常務執行役員事業統括本部長
2020年6月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長
2022年4月 当社常務取締役事業統括本部長（現任）

生年月日

1984年8月17日生

所有する当社の株式の数

821,600株

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

当社海外子会社における最高戦略責任者（CSO）の経験を生かし、グローバルな視点から企業戦略の強化を推進しております。その豊富な経験と知識を経営に生かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

新任

4

う さ み ひろゆき
宇佐美 博之

■略歴、当社における地位、担当

1986年 4月 当社入社
2003年 3月 株式会社ユーメイト（現株式会社タカラト
ミーアーツ）転籍
2003年 6月 同社取締役
2009年 1月 株式会社タカラトミーアーツ転籍（合併）
2010年 6月 同社取締役 ガチャ・キャンディ事業本部
副本部長
2012年 6月 同社常務取締役 ガチャ・キャンディ事業
本部長
2013年 6月 同社専務取締役
2014年 6月 同社代表取締役社長（現任）

生年月日

1963年9月27日生

所有する当社の株式の数

2,773株

■重要な兼職の状況

株式会社タカラトミーアーツ代表取締役社長

【締役候補者とする理由】

当社子会社における代表取締役社長としての豊富な経験と、アミューズメント・雑貨業界に深い見識を備えております。その豊富な経験と見識を経営に生かすことができると判断し選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

みむら
三村 まり子
こ

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

- 1992年4月 ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所
1993年9月 高石法律事務所入所
1995年4月 西村真田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
2005年1月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）入社
2006年6月 同社執行役員
2010年1月 ノバルティスホールディングジャパン株式会社取締役
2015年7月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役
2018年6月 当社社外取締役（現任）
2018年8月 西村あさひ法律事務所入所、同事務所オブカウンセル（現任）
2020年6月 TANAKAホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2022年3月 株式会社MICIN社外監査役（現任）

生年月日

1957年3月22日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

- 西村あさひ法律事務所オブカウンセル
TANAKAホールディングス株式会社社外取締役
株式会社MICIN社外監査役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

三村まり子氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を生かして特にコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬・リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

6

さとう ふみとし
佐藤 文俊

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月 日本銀行入行
1998年 4月 同行青森支店長
2001年 5月 同行福岡支店長
2004年 4月 株式会社堀場製作所入社常務執行役員
2005年 6月 同社常務取締役
2017年 3月 同社顧問
2018年 5月 一般社団法人東京科学機器協会監事
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
同 上 アズビル株式会社社外監査役（現任）

生年月日

1954年2月16日生

所有する当社の株式の数

7,782株

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

15/16回（93.7%）

■重要な兼職の状況

アズビル株式会社社外監査役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

佐藤文俊氏は、企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を生かして特にリスクマネジメントや財務・管理部門全般の強化のために監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬・リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号

7

との むら しん いち
殿村 真一

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1987年 4月	新日本製鉄株式会社入社
1999年 6月	ジェームスマーチン&カンパニー・ジャパン入社
2001年 7月	同社代表取締役社長
2011年 6月	縄文アソシエイツ株式会社社外取締役（現任）
2012年 7月	キャップジェミニ入社、アジア金融サービス部門代表
2013年 2月	キャップジェミニ株式会社設立、代表取締役社長
2020年 6月	大日コーポレーション株式会社社外取締役（現任）
同 上	当社社外取締役（現任）
2021年 4月	キャップジェミニ株式会社代表取締役会長（現任）

生年月日

1963年4月29日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

キャップジェミニ・アジアパシフィック副代表兼キャップジェミニ株式会社代表取締役会長
 縄文アソシエイツ株式会社社外取締役
 大日コーポレーション株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

殿村真一氏は、メーカーにおける経営企画・新規事業企画、欧州最大の経営・ITコンサルティング会社におけるクロスボーダーの顧客サービスと組織運営を通じて、グローバル企業経営とデジタルトランスフォーメーションに関する豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

8

いよこ みわこ
伊能 美和子

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 日本電信電話株式会社入社
1999年 7月 株式会社NTTコミュニケーションズ入社
(分社化)
2004年 4月 日本電信電話株式会社 (NTT持株会社) 転
籍
2010年 6月 ピーディーシー株式会社取締役兼任
2012年 7月 株式会社NTTドコモ転籍
2015年 8月 株式会社ドコモgacco代表取締役社長
2017年 7月 タワーレコード株式会社代表取締役副社長
2020年 1月 東京電力ベンチャーズ株式会社入社
同 上 TEPCOライフサービス株式会社取締役兼任
2020年 6月 株式会社ヤマノホールディングス社外取締
役 (現任)
同 上 当社社外取締役 (現任)
2020年12月 株式会社学研ホールディングス社外取締役
(現任)
2022年 3月 株式会社ギフティ社外取締役 (現任)

生年月日

1964年10月11日生

所有する当社の株式の数

183株

取締役在任年数

2年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

16/16回 (100%)

■重要な兼職の状況

株式会社ヤマノホールディングス社外取締役
株式会社学研ホールディングス社外取締役
株式会社ギフティ社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

伊能美和子氏は、事業会社において企業内起業家として連続して新規事業を立ち上げ、グループ会社の企業経営者としての手腕を有しております。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって2年となります。

候補者番号

9

やす え れい こ
安江 令子

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 株式会社松下電器情報システム名古屋研究所（現パナソニック アドバンステクノロジー）入社
1999年12月 モトローラ株式会社入社
2004年 6月 Seven Networks, Inc.入社
2005年 9月 Qualcomm, Inc.入社
2009年 7月 富士ソフト株式会社入社
2015年 4月 同社常務執行役員
2018年 1月 サイバネットシステム株式会社入社、副社長執行役員
2019年 3月 同社代表取締役 社長執行役員（現任）
2020年 6月 当社社外取締役（現任）
2021年 3月 ライオン株式会社社外取締役（現任）

生年月日

1968年 1月26日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

サイバネットシステム株式会社代表取締役 社長執行役員
ライオン株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

安江令子氏は、ICT分野にて技術からビジネス開拓における幅広い知見をもち、国際ビジネスの経験も豊富であり、ITシステム会社の企業経営者としての手腕を有しています。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定及び業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、リスク/コンプライアンス委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宇佐美博之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 3. 三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は社外取締役候補者であります。
 4. 三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。三村まり子氏は西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。伊能美和子氏は、2019年12月まで株式会社NTTドコモに在籍しておりました。当社と同社の間には取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っております。その取引額は過去3か年において平均して1,000万円以上ですが、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。安江令子氏は、サイバネットシステム株式会社の代表取締役 社長執行役員であります。当社と同社の間にはシステム保守を委託する取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
 5. 佐藤文俊氏は、2022年6月23日にアズビル株式会社の社外取締役に就任する予定です。
 6. 社外取締役候補者の責任限定契約等について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らが再任された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、78頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要のとおりであります。
 8. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2022年3月31日現在のものであります。また、タカラトミー役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

(参考)

■本総会終了後の取締役のスキルマトリクス

第4号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役が有する主な専門性・経験は次のとおりです。

	性別	社外	専門性と経験									
			経営・事業戦略	玩具・エンターテインメント事業	イノベーション新規事業	グローバルビジネス	IPブランドビジネス	DX	財務・会計	法務・コンプライアンス・企業倫理	人事・労務・人材開発	ESG・サステナビリティ
雷山 幹太郎	M		●	●	●	●	●			●	●	●
小島 一洋	M		●	●	●	●			●	●		●
雷山 彰夫	M		●	●	●	●	●	●				●
宇佐美 博之	M		●	●	●	●	●					
三村 まり子	F	○	●			●				●		●
佐藤 文俊	M	○	●						●		●	●
殿村 真一	M	○	●		●	●		●				
伊能 美和子	F	○	●	●	●			●				
安江 令子	F	○	●		●	●		●				

※社外取締役については、保有するスキル等のうち、豊富な経験と高い知識を生かし特に期待される項目4つまでつけています。各社外取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

※IP (Intellectual Property) : 知的財産権は、エンターテインメント業界において主にキャラクター、タイトルを表すことに使われます。

第5号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いいたしたく存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	まつ き 木 はじめ 元	常勤監査役	再任		
2	わた なべ こういちろう 渡 邊 浩一郎	社外監査役	再任	社外	独立
3	やま ぐち ゆうじ 山 口 祐 二	社外監査役	新任	社外	独立
4	にし みちひろ 西 理 広	社外監査役	新任	社外	独立

新任 新任監査役候補者 **再任** 再任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

まつ き はじめ
松木 元

再任

■略歴、当社における地位、担当

1980年 4月 当社入社
2012年 4月 株式会社タカラミーアーツ管理本部長
2012年 6月 同社取締役、管理本部長
2014年 6月 同社常務取締役 管理本部長
2017年 4月 同社常務取締役 管理部長
2018年 6月 当社常勤監査役（現任）

生年月日

1955年 7月27日生

所有する当社の株式の数

4,026株

監査役在任年数

4年（本総会終結時）

監査役会への出席状況

14/14回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【監査役候補者とする理由】

当社子会社において、常務取締役、管理本部長などを歴任し、経営及び経理財務の豊富な経験と見識を有しており、これらの経験と見識を生かし、監査の実効性を高めるために選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

わたなべ こういちろう
渡邊 浩一郎

再任

社外監査役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1978年4月 アーサー・アンダーセン会計事務所入所
1989年9月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社
2003年5月 同監査法人シニアパートナー
2011年12月 同監査法人監査7部部长
2017年6月 同監査法人退職
2017年7月 渡邊浩一郎公認会計士事務所開設（現任）
2018年6月 当社社外監査役（現任）

生年月日

1956年1月11日生

所有する当社の株式の数

2,944株

監査役在任年数

4年（本総会終結時）

監査役会への出席状況

14/14回（100%）

■重要な兼職の状況

渡邊浩一郎公認会計士事務所所長
株式会社ジャムコ社外監査役
株式会社パロックジャパンリミテッド社外監査役

【社外監査役候補者とする理由】

公認会計士としての専門的な知識や経験を生かし、監査の実効性を高めるために選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断いたします。

候補者番号

3

やまぐち ゆうじ
山口 祐二

新任

社外監査役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

2001年 9月 アーサー・アンダーセン税務事務所入所
2002年 7月 朝日KPMG税理士法人転籍
2004年 1月 KPMG税理士法人転籍
2004年 4月 税理士登録
2011年 9月 KPMG中国 上海事務所出向
2017年10月 KPMG税理士法人 パートナー
2021年12月 同税理士法人退職
2022年 1月 R F P 税務会計事務所 開設 所長
(現任)

生年月日

1978年4月3日生

所有する当社の株式の数

0株

■重要な兼職の状況

R F P 税務会計事務所 所長

【社外監査役候補者とする理由】

税理士としての税務業務、会計監査のサポート業務における豊富な経験、海外現地事務所での海外業務における豊富な知識を生かし、監査の実効性を高めるために選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断いたします。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

4

にし みちひろ
西 理広

新任

社外監査役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

2005年10月 第二東京弁護士会 弁護士登録
同 上 森・濱田松本法律事務所入所
2008年 4月 スキャデン・アープス法律事務所入所
2011年 9月 Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom
LLP入所
2012年 1月 ニューヨーク州弁護士登録
2012年 4月 スキャデン・アープス法律事務所復帰
2016年 4月 慶應義塾大学法学部非常勤講師（現任）
2020年 3月 クリフオードチャンス法律事務所外国法共
同事業 パートナー（現任）

生年月日

1980年7月22日生

所有する当社の株式の数

0株

■重要な兼職の状況

クリフオードチャンス法律事務所外国法共同事業 パートナー

【社外監査役候補者とする理由】

弁護士としての企業法務全般の専門的な知識、海外での国際取引や事業展開における豊富な経験を生かし、監査の実効性を高めるために選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できると判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、松木元氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
3. 渡邊浩一郎氏、山口祐二氏、西理広氏は、社外監査役候補者であります。
4. 渡邊浩一郎氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。また、山口祐二氏、西理広氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外監査役候補者の責任限定契約等について
- 当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は渡邊浩一郎氏との間で当該契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、山口祐二氏、西理広氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、78頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要のとおりであります。

当事業年度末時点の取締役(社外取締役除く) 5名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額191百万円を支給することといたしたく存じます。なお、当社は、取締役会において70頁から73頁記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果 (2022年3月期におけるハイライト)

(新型コロナウイルス感染症の影響などについて)

緊急事態宣言発令と解除が度々繰り返されたことで外出自粛などの行動制限が断続的に続きました。また、映画の公開時期の変更や各種イベントは中止・延期及び縮小となり、当社グループでは、「キデイランド」「トミカ・プラレールショップ」など小売事業、「トミカ博・プラレール博」などイベント事業が影響を受けました。

なお、当社グループでは感染拡大の防止を進めるに当たり、従業員の外出や出社の抑制を図るためテレワークを継続するとともに、海外出張の禁止や国内出張の自粛などの対策を引き続き実施いたしました。加えて、当社では新型コロナウイルス感染症の発症予防等の一環として、全3回の職域接種を執り行いました。

また、当社を取り巻く経営環境として、2022年に入りウクライナ情勢の急激な悪化に伴う原材料価格の高騰や為替の急激な変動など、新たに不透明感が高まる状況となりました。

(連結業績について)

・売上高

「トミカ」では、警察署の建物がボタン一つで自動変形する「ぐるっと変形！DXポリスステーション」が人気を博すとともに、「プラレール」においては、2021年4月からテレビアニメシリーズ第2弾の放送が開始した『新幹線変形ロボ シンカリオンZ』の関連玩具、「人気のあそびがギュッ！プラレールベストセレクションセット」を展開いたしました。「リカちゃん」では「もくもくジュージュー にぎやかバーベキュー」「わんにゃんレントゲン！リカちゃん動物病院」などが人気を集めました。また、トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」は、発売20周年に向けた積極的なマーケティングも奏功し、販売が大きく伸びました。「ポケットモンスター」においては、「モンコレ」をはじめとした関連商品が好調に推移するとともに、ポケモンと遊びながら学べるキッズパソコン「ポケモンピカッとアカデミ

ー マウスでゲットパソコン」が人気を博しました。「トランスフォーマー」は、海外向け輸出が北米及び欧州等で伸びました。さらに、7月に発売した新触感液晶玩具「ぷにるんず」は液晶画面に登場する50種類以上の魅力的なキャラクターと、それらに直接触れ合っているかのようなデジタルとリアルが融合した不思議な感覚が楽しめる商品として高い人気を集め販売が伸びました。また、アミューズメントマシンでは2020年9月から展開の「ポケモンメザスタ」や2021年10月から展開をスタートした、プリティーシリーズ10周年記念作品『ワッチャプリマジ!』が人気を呼びました。ガチャ事業では、ガチャ人気が高まっている市場環境の中、大型ガチャ売場の設置拡大と人気コンテンツを使った関連商品により売上が伸びました。

以上により売上高については、小売事業、イベント事業で新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛傾向の影響が長期化したものの、前期と比較すると制限を受けながらも玩具出荷が伸長するとともに、タカラトミーアーツが展開するガチャ及びアミューズメントマシンの人気伸長するなど、165,448百万円（前期比17.2%増）となりました。

なお、2020年10月に米国の独立系玩具会社ファット・ブレイン・グループがTOMY International, Inc.の子会社となり、連結業績に加わるとともに、TOMY Internationalグループの欧州及び豪州地域において商品展開も開始するなど、堅調に事業が推移いたしました。

・利益面

主力の玩具やガチャ及びアミューズメントマシンにおける売上高が好調に推移したことなどから売上総利益が伸長するとともに、新型コロナウイルスの拡大状況と店頭状況を踏まえ経費コントロールを進めたことにより、営業利益は12,344百万円（前期比74.4%増）、経常利益は12,666百万円（前期比76.7%増）となりました。また、経営資源の機動的、効率的活用及び財務体質の強化を図るため保有資産の見直しを行い、当社連結子会社であるTOMY (Hong Kong) Ltd.が所有する固定資産の事務所用不動産を第1四半期において譲渡し、その譲渡益など特別利益2,175百万円を計上した一方で、新型コロナウイルス感染症による小売事業への影響が前期から続いており第3四半期に一部資産を減損処理するなど特別損失1,070百万円を計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は9,114百万円（前期比69.6%増）となりました。

<セグメント別業績の概況>

(単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	141,218	165,448	24,230	17.2
日本	113,328	130,289	16,960	15.0
アメリカズ	21,845	27,093	5,247	24.0
欧州	5,998	7,206	1,208	20.1
オセアニア	1,917	2,358	441	23.0
アジア	41,458	46,974	5,516	13.3
消去または全社	△43,330	△48,474	△5,143	-
営業利益または営業損失(△)	7,079	12,344	5,264	74.4
日本	9,048	14,039	4,991	55.2
アメリカズ	222	415	193	86.8
欧州	△75	47	123	-
オセアニア	113	173	60	53.4
アジア	724	1,297	572	79.1
消去または全社	△2,953	△3,630	△676	-

<日本>

緊急事態宣言発令と解除が度々繰り返されたことで外出自粛などの行動制限が断続的に続きました。また、映画の公開時期の変更や各種イベントの中止・延期及び縮小となり、当社グループでは、「キデイランド」「トミカ・プラレールショップ」など小売事業、「トミカ博・プラレール博」などイベント事業が影響を受けました。

「トミカ」では、様々なサウンド・ボイスと警察署の建物がボタン一つで自動変形する「ぐるっと変形!DXポリスステーション」が人気を博しました。また、映画やドラマ、コミックに登場するクルマを再現し、大人や作品のファンをターゲットとした新シリーズ「トミカプレミアム unlimited」の展開をスタートしました。「プラレール」においては、2021年4月からテレビアニメシリーズ第2弾の放送が開始した『新幹線変形ロボ シンカリオンZ』の関連玩具を展開し販売が伸長するとともに、「人気のあそびがギュッ!プラレールベストセレクションセット」が好評を博しました。また、トミカ、プラレールにおいて、対象年齢1.5歳から遊べる「はじめてトミカ」、「ぷっしゅでゴー!かんたんはじめてプラレール」シリーズを新たに展開いたしました。「リカちゃん」で

は「もくもくジュージュー にぎやかバーベキュー」「わんにゃんレントゲン！リカちゃん動物病院」などが人気を集めました。さらに、『鬼滅の刃』とコラボレーションした「リカちゃん」「トミカ」「プラレール」「ガチャ」など様々な関連商品を発売し好評を博しました。

2022年に20周年を迎えるトレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」では、希少性の高いカードを収録しコレクション性を高めるとともに、遊び方やルールが学べるスマートフォン向けアプリ版及びNintendo Switch版ソフト「デュエマであそぼう！」の配信、公式YouTubeチャンネルでの情報発信を行うなど、積極的なマーケティングが奏功し、販売が大きく伸びました。

「ベイブレードバースト」は、国内における新シリーズ「ダイナマイトバトルレイヤー」が好調に推移いたしました。なお、海外向けの輸出は落ち着きが見られるものの、社内想定を上回り、ロングセラー商品として人気を定着させることができました。また、「トランスフォーマー」においては、海外向け輸出が北米及び欧州等で好調に推移いたしました。「ポケットモンスター」では、「モンコレ」をはじめとした関連商品が好調に推移するとともに、ポケモンと遊びながら学べるキッズパソコン「ポケモン ピカッとアカデミー マウスでゲットパソコン」が人気を博しました。放送3年目に突入したテレビアニメ『パウ・パトロール』は、YouTubeや配信サービスに加え、夏に映画が公開されたことでコンテンツの認知度・人気上昇し、関連商品の販売が好調に推移いたしました。7月に発売した新触感液晶玩具「ぷにるんず」は液晶画面に登場する50種類以上の魅力的なキャラクターと、それらに直接触れ合っているかのようなデジタルとリアルが融合した不思議な感覚が楽しめる商品として高い人気を集め、販売が伸びました。さらに、コロナ禍による外出自粛によりボードゲーム「人生ゲーム」やパーティーゲーム「黒ひげ危機一発」など家の中で楽しめるファミリーゲームの販売が引き続き人気となりました。

また、新規事業領域拡大を図るため、ティーンから大人をターゲットとしたネイルチップ専用プリント機「ネルチップ」を引き続き展開するとともに、シニア向けには顔認識機能搭載のコミュニケーション人形「うちのあまえんぼ あみちゃん」を販売いたしました。

デジタル関連事業等では、12月に展開2周年を迎えたカードゲームアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S (デュエル・マスターズ プレイス)」は、定期的に新たなカードパックを配信するとともに、バーチャルライバーグループとのコラボレーションなどのマーケティング施策を展開し堅調に推移いたしました。さらに、アミューズメントマシンでは、2020年9月から展開している「ポケモンメザスタ」や、2021年10月から展開をスタートしたプリティーシリーズ10周年

記念作品『ワッチャプリマジ!』も好調に推移しました。

ガチャ事業では、ガチャ人気が高まっている市場環境の中、大型ガチャ売場の設置拡大と人気コンテンツを使った関連商品により売上が伸長いたしました。

また、当社が JAXA等と共同開発した超小型の変形型月面ロボット「SORA-Q」がJAXAの小型月着陸実証機「SLIM」に搭載されることになりました。開発には当社の玩具作りにおいて培われた小型化、軽量化の知見と、変形機構に関わる技術が活用されました。

以上の結果、売上高は前期と比較すると制限を受けながらも玩具出荷が伸長するとともに、タカラトミーアーツが展開するガチャ及びアミューズメントマシンの人気伸長から130,289百万円（前期比15.0%増）、営業利益は14,039百万円（同55.2%増）になりました。

<アメリカズ>

新型コロナウイルスのワクチン接種の浸透に伴い感染対策の諸規制が緩和され商業施設の営業が再開されたことなどもあり、外出を伴うサービスに対する消費が高まる一方、巣ごもり需要やeコマース購買には落ち着きが見られました。そのような中、コンテナ不足に伴う物流混乱の影響を受けつつも、農耕車両玩具やベビー向け食器が堅調に推移するとともに、ぬいぐるみ「もっちゃんもっちゃん、海外商品名：Club Mocchi- Mocchi-」など店頭における販売が伸長いたしました。また2020年10月に TOMY International, Inc.の子会社となったファット・ブレイン・グループの堅調な業績も貢献し、売上高は27,093百万円（前期比24.0%増）、営業利益はコンテナ不足による物流費高騰の影響もあったものの415百万円（同86.8%増）となりました。

<欧州>

新型コロナウイルスのワクチン接種の浸透に伴い各種規制が緩和される状況となりました。eコマースに落ち着きが見られる一方で、店頭における「BRITAINS」などの農耕車両玩具の販売が伸長いたしました。

また、「Toomies」のバストイやJurassic World関連商品など乳幼児向け商品が好調に推移するとともに、プリスクール向けゲーム商品の販売が伸長いたしました。さらに、ファット・ブレイン・グループの商品取り扱いを開始したこともあり、売上高は7,206百万円（前期比20.1%増）、営業利益は47百万円（前期営業損失75百万円）となりました。

<オセアニア>

新型コロナウイルスのワクチン接種の浸透に伴い感染拡大により行われたロックダウンの外出制限、入国制限など諸規制が緩和されました。乗用農耕車両玩具が堅調に推移するとともに、インファント・プリスクール商品においてはチャイルドシートや「Toomies」のJurassic World関連商品など乳幼児向け商品が好調に推移いたしました。売上高は、小売店の営業状況に応じて幅広い流通販路に出荷を進めるとともに、ファット・ブレイン・グループの商品取り扱いを開始したこともあり売上高は2,358百万円（前期比23.0%増）、営業利益は173百万円（同53.4%増）となりました。

<アジア>

2021年春以降も国や地域により外出制限が実施されるなど、購買動向に大きな影響をもたらしました。

韓国、香港などで新シリーズを展開した「ベイブレードバースト」が人気を博すとともに、トミカ単品やトミカワールドなどが堅調に推移いたしました。また、香港で秋からテレビアニメの放映を開始した『新幹線変形ロボ シンカリオンZ』関連玩具の出荷も伸長し、「ポケットモンスター」においては韓国での売場拡大、商品ラインの充実により販売が拡大いたしました。以上により売上高は46,974百万円（前期比13.3%増）となり、営業利益は1,297百万円（同79.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は65億円であります。

その主なものは、金型の取得に28億円、アミューズメント機器の取得に19億円投資しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 68 期 2019年3月期	第 69 期 2020年3月期	第 70 期 2021年3月期	第 71 期 2022年3月期
売 上 高(百万円)	176,853	164,837	141,218	165,448
経 常 利 益(百万円)	14,303	10,204	7,170	12,666
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,302	4,507	5,374	9,114
1株当たり当期純利益	97円85銭	47円30銭	57円07銭	98円23銭
総 資 産(百万円)	143,364	129,253	147,614	156,090
純 資 産(百万円)	67,315	67,410	69,928	79,174

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タカラトミーアーツ	100百万円	100.0%	カプセル玩具、玩具雑貨、アミューズメント機器等の企画製造販売
株式会社トミーテック	100百万円	100.0	鉄道模型等の企画製造販売
株式会社タカラトミーマーケティング	100百万円	100.0	玩具等の卸販売・ロジスティクス
株式会社キデイランド	100百万円	100.0	玩具雑貨等の販売
TOMY Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY International, Inc.	—	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY (Hong Kong) Ltd.	10千香港ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の製造

(注) 上記7社は、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選定しております。

(10) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない中、withコロナの環境における経済活動・消費者行動変容への対応をし、中期経営計画の達成に向かってまいります。

新型コロナウイルス禍がもたらす経営環境の変化に対して、コロナ環境下で培った経験・実績を活かし、次の方針に基づいて迅速かつ柔軟に対応してまいります。

- ・お客様、お取引先様及び当社グループ従業員の健康・安全面を第一に考慮した新型コロナウイルスへの対応（リモートワーク継続等）
- ・消費者行動の変容に対応
- ・外部環境の変化に対応する事業構造の変革（社会情勢・円安傾向・原材料高騰への対応）
- ・タカラトミーの強み（商品力、ブランド力、顧客ベース）を活かしたビジネス展開
- ・経営環境に応じたコストコントロールと流動性資金の確保

外部環境が大きく変化し、消費者の購買行動が変容する前提のもと、継続して経営リソースを配分してまいります。

当社グループは、企業理念である「すべての「夢」の実現」に向けて、玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し、真の国際優良企業（Outstanding Global Company）への変革を図ってまいります。

また当社では、2022年3月期から2024年3月期の3カ年における中期経営計画において2023年3月期は、その2年目の重要な年と位置付けて経営活動をしてまいります。

<中期経営計画>

タカラトミーグループは「おもちゃ」が本来持っている「ワクワク・驚き・感動・笑顔」を消費者に更に提供すべく、事業の軸の基点を「おもちゃ発」から「アソビ発」として変革を図っております。中期経営計画では、「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」をビジョンとして掲げ、ターゲット年齢層、市場地域を広げるとともに、事業領域の拡大を図っています。

また、中期方針を「グローバルで強みを活かしたSustainable Growth（持続的成長）実現に向けた基盤整備を行うこと」と掲げました。これらを推し進めるために、現在6つの全社戦略に取り組んでいます。

① 「適所適材」をキーとした出口・年齢・地域のさらなる攻略

アジア市場でのトミカ拡大、欧米・アジアでのペイブレード継続展開によるエバーグリーン化、Kidults層に向けたトランスフォーマー・ダイアクロンの拡充、リカちゃんのイメージキャラクター起用等を推進し成果をあげることができました。今後も、タカラトミーの持つ多様なブランド及びIPパートナーの有用なブランドを活用した商品を、その強みをより発揮できる場所（適所）に展開してまいります。

② 日本を基点としたヒット商品の創出

液晶玩具「ぷにるんず」の国内ヒット、海外で人気の高いテレビアニメ『パウ・パトロール』関連商品の販売拡大で市場を牽引いたしました。引き続き、各カテゴリーでNo.1になる商品を提案、IP・海外メーカーパートナーとの取組みを強化してまいります。

③ IP投資の継続でグローバル成長に備える

『新幹線変形ロボ シンカリオンZ』『マジカパーティ』『ビツ友×戦士キラメキパワーズ!』等を展開し、新たな売上を創出することができました。新たな成長に向けてIP投資を継続し、グローバル展開を推進してまいります。

④ アソビをキーとした新規事業の立ち上げ

ティーンファッション市場に向けたネイルチップ専用プリント機「ネルチップ」、シニア市場向けには顔認証機能搭載のコミュニケーション人形「うちのあまえんぼ あみちゃん」、JAXA等と共同開発した超小型の変形型月面ロボット「SORA-Q」等、新たな取組みを開始いたしました。アミ

ューズメントマシン「ポケモンメガスタ」「ワッチャプリマジ!」「ドラゴンクエスト ダイの大冒険 クロスブレイド」も好調に推移し市場を牽引しており、新たな成長に向けた事業の創造を継続し、新規市場を構築してまいります。

⑤ バリューチェーンへのDX活用による新しい価値創造

コロナ環境下において、「デジタルEXPO」「デジタルカタログ」等デジタル化を推進し、営業活動を大きく変革させました。今後も、デジタルとリアルを融合させ、営業活動の効率化・情報価値をより高める活動を推進してまいります。また、D2C事業「タカラトミーモール」では、顧客IDクラスタリングにより、適切な情報を適切なタイミングで顧客に提供しビジネス拡大を図ってまいります。

⑥ サステナビリティ・CSRの取組み

タカラトミーグループのサステナビリティビジョン「世界中の子どもたちと友だちになる」の実現のために、8つのサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）に沿った目標・KPIを定め、取組みを推進しております。特に横断的な取組みが必要なテーマでは、代表取締役社長の直轄組織サステナビリティ推進室が統括するテーマ別タスクフォースを設置し、担当執行役員とグループ横断の多様なメンバーによって、取組みの実行・推進・新たな提案を進めています。

これらを事業戦略とした中期経営計画を推進し、中期経営計画の最終年度となる2024年3月期には「売上高1,850億円、営業利益150億円、自己資本利益率（ROE）12%超」を目指してまいります。

また、2023年3月期においては以下のとおり事業展開を行ってまいります。

4月より、トミカでは「街で見かける身近な仕事」をテーマにしたWEBアニメ『トミカヒーローズ ジョブレイバー 特装合体ロボ』をスタートいたします。また、特撮テレビドラマ『ガールズ×戦士シリーズ』を更に進化させ、ダンスバトルをテーマにしたストーリーの新たなテレビドラマ『リズムスタ -Top of Artists!-』の放送を開始いたします。さらに、ペットボトルキャップを発射するシューティングホビー「キャップ革命 ボトルマン」シリーズを題材にしたオリジナルアニメ『キャップ革命 ボトルマンDX』もテレビ放送を始めるなど、関連商品と合わせた映像コンテンツ展開を進めてまいります。

定番商品の「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」やトレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」のように、当社のビジネス基盤となる商品を引き続き強化するとともに年齢層の拡大を図り、その他カテゴリーにおいても商品の企画開発・マーケティングに注力いたします。

事業領域拡大を図るための取組みとしては、カードゲームアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S (デュエル・マスターズ プレイス)」については定期的にバージョンの更新を行いゲーム性を高めるとともに、「ポケモンメザスタ」「ワッチャアプリマジ!」などのアミューズメントマシンをはじめとするデジタル関連事業等についても強化を図ってまいります。また、電動ヨーヨーのプレイからARエフェクトでの撮影、SNSへの投稿までの一連の流れを楽しむことができる新感覚のトイエンターテインメント「MUGENYOYO」など、「デジタル」と「トイ」を融合する新しい“アソビ”の提案を進めてまいります。

アジア市場では、定番である「トミカ」「プラレール」の販売拡大を図るとともにキャラクター商品やアミューズメントマシンなどの展開を進めてまいります。

欧米についてはTOMY Internationalグループにおいて、コアブランドである「ベビー用品」「農耕車両玩具」を強化するとともに、2020年10月にTOMY International, Inc.の子会社となった米国の独立系玩具会社ファット・ブレイン・グループの強みである消費者直販プラットフォームの強化とビジネスシナジー拡大に取り組んでまいります。

なお、当社を取り巻く経営環境としては、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立を進める動きが本格化する一方で、資源価格の上昇や為替の変動、地政学リスクの上昇など、注視が必要な状況が続くと思われまます。このような不透明な状況においても当社グループは、中期経営計画において公表しております2年目(2023年3月期)の中期数値計画に沿って、「アソビ」を軸にした商品展開、事業領域の拡大に努めてまいります。

以上により、2023年3月期の通期連結業績見通しにつきましては、売上高170,000百万円(2022年3月期比2.8%増)、営業利益120,000百万円(同2.8%減)、経常利益11,800百万円(同6.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益7,500百万円(同17.7%減)と予想しております。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	事業内容
玩具事業	玩具、トレーディングカードゲーム、ホビー、生活遊具、乳幼児製品等
玩具周辺事業	カプセル玩具、アミューズメント機器、玩具菓子等

(12) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当社	所在地
本社	東京都葛飾区
青戸オフィス	東京都葛飾区
子会社	所在地
株式会社タカラトミーアーツ	東京都葛飾区
株式会社トミーテック	栃木県下都賀郡壬生町
株式会社タカラトミーマーケティング	東京都葛飾区
株式会社キデイランド	東京都千代田区
TOMY Holdings, Inc.	米国イリノイ州オークブルック市
TOMY International, Inc.	米国アイオワ州ダイアースビル市
TOMY (Hong Kong) Ltd.	中国香港カオロン地区

(13) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

地域セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	1,095名 (1,155名)	11名増 (211名減)
アメリカズ	211名 (208名)	7名減 (73名増)
欧州	68名 (7名)	3名減 (6名減)
オセアニア	12名 (16名)	2名増 (2名増)
アジア	944名 (18名)	35名増 (2名減)
報告セグメント計	2,330名 (1,404名)	38名増 (144名減)
全社（共通）	88名 (8名)	1名減 (2名減)
合計	2,418名 (1,412名)	39名増 (146名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
557 (77) 名	10名増 (16名減)	43.9歳	11年5ヵ月

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	16,219
株式会社みずほ銀行	10,649

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 384,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 94,990,850株
- (3) 株主数 149,663名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,846,600株	13.92%
司 不 動 産 株 式 会 社	7,565,312	8.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,340,200	4.70
富 山 幹 太 郎	2,668,556	2.89
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 5 0 5 2 3 4 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,278,100	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,197,183	1.30
管 理 信 託 (富 山 章 江 口) 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行	1,183,101	1.28
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	900,000	0.98
富 山 彰 夫	821,600	0.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	757,446	0.82

- (注) 1. 2022年2月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,300,000株減少しております。
2. 当社は、自己株式を2,697,701株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 当社は「役員向け株式交付信託」及び「執行役員等向け株式交付信託」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」という。)が当社株式669,600株を所有しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	富 山 幹太郎	CEO
代表取締役社長	小 島 一 洋	COO
取締役副社長	鴻 巣 崇	事業統括管掌
専務取締役	沓 澤 浩 也	CFO
取 締 役	富 山 彰 夫	常務執行役員事業統括本部長
取 締 役	水 戸 重 之	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 吉本興業ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社フェイス社外取締役 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役 株式会社湘南ベルマーレ社外監査役 株式会社プロックリー社外監査役
取 締 役	三 村 まり子	西村あさひ法律事務所オブカウンセル TANAKAホールディングス株式会社社外取締役 株式会社MICIN社外監査役
取 締 役	佐 藤 文 俊	アズビル株式会社社外監査役
取 締 役	殿 村 真 一	キャップジェミニ株式会社代表取締役会長 縄文アソシエイツ株式会社社外取締役 大日コーポレーション株式会社社外取締役
取 締 役	伊 能 美和子	株式会社ヤマノホールディングス社外取締役 株式会社学研ホールディングス社外取締役 株式会社ギフティ社外取締役
取 締 役	安 江 令 子	サイバネットシステム株式会社代表取締役 社長執行役員 ライオン株式会社社外取締役
常勤監査役	松 木 元	
監 査 役	梅 田 常 和	公認会計士梅田会計事務所所長 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役監査等委員 株式会社ハーバー研究所社外取締役監査等委員 エステールホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	吉 成 外 史	あかつき総合法律事務所所長 株式会社パリュールHR社外取締役監査等委員 アドソル日進株式会社社外監査役
監 査 役	渡 邊 浩 一 郎	渡邊浩一郎公認会計士事務所所長 株式会社ジャムコ社外監査役 株式会社バロックジャパンリミテッド社外監査役

- (注) 1. 取締役水戸重之氏、取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梅田常和氏、監査役吉成外史氏、監査役渡邊浩一郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役松木元氏、監査役梅田常和氏、監査役渡邊浩一郎氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松木元氏は、株式会社タカラトミーアーツの取締役管理本部長として2012年6月から2018年6月まで、通算6年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等に従事しております。
 - ・監査役梅田常和氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役渡邊浩一郎氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は取締役水戸重之氏、取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏、監査役梅田常和氏、監査役吉成外史氏、監査役渡邊浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当社の取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬に関する方針を策定し、この方針に従って取締役報酬の構成及びその額を決定しております。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績や中長期的な企業価値の向上に連動し株主と価値を共有できる報酬体系としております。また、そのような報酬体系構築の観点から、報酬委員会にて本基本方針を草案した上、取締役会にて決議しております。具体的には、業務執行取締役は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての現金賞与と非金銭報酬としての株式報酬により構成され、株主総会の決議により設定された限度額の範囲内で支払われます。監査機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支払うこととしています。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(イ) 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責に応じて他社水準等を総合的に勘案して決定するものとしています。

(ウ) 業績連動報酬並びに非金銭報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標（KPI）を反映した現金報酬として、各事業年度の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益に一定の料率を乗じ、連結経常利益の達成度合いに応じ算出された額を現金賞与として

毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。業績連動報酬の額の算定に係る当事業年度を含む連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益の推移は61頁記載の直近3事業年度の財産及び損益の状況の推移のとおりです。非金銭報酬は、当社第70回定時株主総会において承認されました信託を用いた業績連動型株式報酬制度を2021年度より導入しております。当該制度は非金銭報酬であると共に業績連動報酬に該当します。その概要は以下のとおりです。なお、当該制度の導入をもって株式報酬型ストック・オプションは廃止しております。

当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。2021年度から3事業年度を当初対象事業年度とし、該当事業年度の連結自己資本利益率（ROE）を業績指標（KPI）としています。当社から本信託への拠出上限額（3事業年度分）は600百万円となります。当該制度の対象となる各取締役に交付されるポイント数が定められており、役位及びKPIの達成度を考慮して0から200%の範囲内で変動します。ポイントは毎事業年度毎に交付され1ポイント＝1株として当社株式が付与されます。取締役に対して付与されるポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。付与された株式は、中長期的に株主の皆様との利益共有を進める観点から付与後3年間の譲渡制限期間を設定しています（期間経過前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します）。

(工) 報酬等の構成

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、市場の報酬水準を踏まえ、上記の基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の基本方針に基づき報酬委員会にて審議し、取締役会は報酬委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別、且つ個人別の報酬の内容にて決定しています。報酬等の種類別の割合は、業績連動報酬により変動するものとしております。また、役位毎に種類別のウエイトは設定していません。

(オ) 報酬等の決定に関する手続き

個人別の報酬額、内容については、報酬委員会にて審議・答申し取締役会にて決議するものとしております。報酬委員会は、社外取締役を議長とし、構成員は議長含め計5名となりますが、ガバナンス担当の社内取締役1名を除き、他全員が独立役員である社外取締役及び社外監査役であり、役員報酬決定の客観性と透明性を確保しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)	
		固定報酬	業績連動報酬		業績非連動報酬 株式報酬型 ストック・オプション		
			基本報酬	役員賞与			業績連動型株式報酬
取締役 (社外取締役を除く)	424	160	191	65	8	5	
監査役 (社外監査役を除く)	17	17	-	-	-	1	
社外員	社外取締役	52	52	-	-	-	6
	社外監査役	26	26	-	-	-	3
計	521	256	191	65	8	15	

- (注) 1. 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
2. 当事業年度末現在の取締役は11名（うち社外取締役6名）であります。
3. 取締役の報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 取締役（社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬（役員向け株式交付信託）の報酬額は、2021年6月23日開催の第70回定時株主総会において、対象期間である2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までの約3年間において、対象となる取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計600百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。上記の業績連動報酬等の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。
5. 取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2015年6月24日開催の第64回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
6. 監査役の報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水戸重之氏は、TMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・取締役三村まり子氏は、西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・取締役殿村真一氏は、キャップジェミニ株式会社の代表取締役会長であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。
- ・取締役伊能美和子氏は、2019年12月まで株式会社NTTドコモに在籍しておりました。当社と同社の間には取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年において平均して1,000万円以上ですが、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・取締役安江令子氏は、サイバネットシステム株式会社の代表取締役社長執行役員であります。当社と同社の間にはシステム保守を委託する取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・監査役梅田常和氏は、公認会計士梅田会計事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、渡邊浩一郎公認会計士事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水戸重之氏は、吉本興業ホールディングス株式会社、株式会社フェイス、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役であり、株式会社湘南ベルマーレ、株式会社ブロッコリーの社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役三村まり子氏は、TANAKAホールディングス株式会社の社外取締役であり、株式会社MICINの社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤文俊氏は、アズビル株式会社の社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役殿村真一氏は、縄文アソシエイツ株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には人材紹介業務について取引があります。また、同氏は大日コーポレーション株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役伊能美和子氏は、株式会社ヤマノホールディングス、株式会社学研ホールディングス、株式会社ギフティの社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役安江令子氏は、ライオン株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役梅田常和氏は、エステールホールディングス株式会社の社外取締役であり、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社ハーバー研究所の社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、アドソル日進株式会社の社外監査役であり、株式会社バリューHRの社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、株式会社ジャムコ、株式会社パロックジャパンリミテッドの社外監査役であります。当社と兼任先の間には特別な関係はありません。

- ③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係について
該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役水戸重之	16回	100%	－	－
取締役三村まり子	16	100	－	－
取締役佐藤文俊	15	93.7	－	－
取締役殿村真一	16	100	－	－
取締役伊能美和子	16	100	－	－
取締役安江令子	16	100	－	－
監査役梅田常和	16	100	14回	100%
監査役吉成外史	16	100	14	100
監査役渡邊浩一郎	16	100	14	100

b. 活動の状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役水戸重之氏は、主に知的財産が専門の弁護士として業務提携等について、積極的発言を行っております。
- ・取締役三村まり子氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な経験と知識をもとに、コーポレートガバナンス及び女性活躍、ダイバーシティの観点から積極的発言を行っております。
- ・取締役佐藤文俊氏は、企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な経験と知識をもとに、主にコンプライアンス及びリスクマネジメントに関して積極的発言を行っております。
- ・取締役殿村真一氏は、事業運営及び企業経営者としての豊富な経験と知識をもとに、主にIT分野及び事業運営に関して、積極的な発言を行っております。
- ・取締役伊能美和子氏は、企業内起業家及び企業経営者としての豊富な経験と知識をもとに、事業運営及び異業種協業に関して、積極的な発言を行っております。

- ・取締役安江令子氏は、ICT分野の技術的知見及び企業経営者として国際ビジネスの豊富な経験と知識をもとに、国際的な企業経営及びDXの観点から積極的な発言を行っております。
- ・監査役梅田常和氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・監査役吉成外史氏は、主に弁護士としての会社法的視点から適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度の額は会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに管理職等の従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	107百万円	-
連結子会社	-	-

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会では会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、TOMY Holdings, Inc.、TOMY International, Inc.、TOMY (Hong Kong) Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子どもたちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。おかげさまでお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」「トミカ」「リカちゃん」など多数の商品が世代間を超えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれております。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために
こどもたちの『夢』の実現のために
わたしたちの『夢』の実現のために
株主の『夢』の実現のために
パートナーの『夢』の実現のために
社会の『夢』の実現のために

わたしたちは新しい遊びの価値を創造します」

昨今、外部環境が著しく変化し、消費者の購買行動が変容する中、創業理念、企業理念を礎とし、新しくビジョンとして

「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」

を掲げ、事業の軸の基点を「おもちゃ発」から「アソビ発」として、真の国際優良企業（Outstanding Global Company）を目指し、変革を図ってまいります。

これらの創業理念、企業理念、ビジョンの実現に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものと考えております。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子どもたちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方々の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念、企業理念やビジョン、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素を鑑みて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

①中長期的な会社の経営戦略による企業価値の向上の取組み

当社グループは、創業理念、企業理念を礎としたビジョン「アソビで、世界はもっと良くなる。だからアソビで、未来のグローバル社会に大きくこたえます」を目指して、2024年の“創業100周年”に向け中期経営計画を策定いたしました。2022年3月期から2024年3月期のこの3年間で「グローバルで強みを活かした Sustainable Growth（持続的成長）実現に向けた基盤整備を行うこと」を中期基本方針とし、以下の全社戦略を進めてまいります。

1. 「適所適材」をキーとした出口・年齢・地域のさらなる攻略
2. 日本を基点としたヒット商品の創出
3. I P 投資の継続でグローバル成長に備える
4. アソビをキーとした新規事業の立ち上げ
5. バリューチェーンへのDX活用による新しい価値創造
6. サステナビリティ・CSRの取組み

なお、2021年2月より社長直轄組織として「CSR推進室」（現サステナビリティ推進室）を新設し、持続可能な社会と当社グループの成長の両立を目指し、企業倫理の醸成やKPIを設定したSDGsへの取組み等、社会環境の変化に即した対応を目指してまいります。

②「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理並びにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役11名のうち6名は社外取締役とし、監査役4名のうち3名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。また、当社では「常務会」を原則月1回以上開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザリー・コミッティー」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。内部監査については、代表取締役直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況並びにコンプライアンスの状況を監査し、随時代表取締役及び監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社及び当社グループの内部統制状況を監視しております。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

当社は、2019年6月21日開催の当社第68回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的内容は以下のとおりです。

- ①当社が発行者である株券等の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供していただきます。
- ②当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることがあります。
- ③特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長90日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により、30日を上限として延長することができる）以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。
- ⑤買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。

⑥ 対抗措置を発動する場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の2019年5月10日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(4) 上記特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期的な会社の経営戦略」「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針について

本対応方針は、(i)株主及び投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ii)本対応方針による買収防衛策の導入及び継続に関して、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効及び継続について株主の皆様のご意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様のご意思に係らしめられていること、(iii)本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役及び社外監査役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、(iv)特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様のご意思が反映され得ること、(v)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	110,324	流動負債	49,927
現金及び預金	65,424	支払手形及び買掛金	8,958
受取手形	938	短期借入金	7,628
売掛金	19,352	1年内返済予定の長期借入金	8,834
商品及び製品	16,082	リース債務	2,686
仕掛品	837	未払金	7,502
原材料及び貯蔵品	1,096	未払費用	8,183
その他	6,758	未払法人税等	2,422
貸倒引当金	△165	製品保証引当金	297
固定資産	45,766	役員賞与引当金	246
有形固定資産	13,526	役員株式給付引当金	85
建物及び構築物	3,370	株式給付引当金	85
機械装置及び運搬具	549	その他	2,995
工具、器具及び備品	918	固定負債	26,989
土地	3,916	長期借入金	18,894
リース資産	4,383	リース債務	1,626
建設仮勘定	387	繰延税金負債	770
無形固定資産	25,890	再評価に係る繰延税金負債	472
のれん	15,988	退職給付に係る負債	2,585
商標利用権	3,740	役員退職慰労引当金	206
その他	6,161	製品自主回収引当金	37
投資その他の資産	6,349	その他	2,396
投資有価証券	2,970	負債合計	76,916
繰延税金資産	1,215	純資産の部	
その他	2,230	株主資本	63,571
貸倒引当金	△66	資本金	3,459
資産合計	156,090	資本剰余金	8,014
		利益剰余金	55,472
		自己株式	△3,374
		その他の包括利益累計額	15,291
		その他有価証券評価差額金	1,103
		繰延ヘッジ損益	800
		土地再評価差額金	624
		為替換算調整勘定	13,158
		退職給付に係る調整累計額	△395
		新株予約権	310
		純資産合計	79,174
		負債純資産合計	156,090

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	165,448
売上原価	98,842
売上総利益	66,606
販売費及び一般管理費	54,261
営業利益	12,344
営業外収益	816
受取利息及び配当金	56
受取賃料	148
為替差益	314
感染拡大防止協力金	85
その他	210
営業外費用	493
支払利息	332
貸与資産経費	35
その他	125
経常利益	12,666
特別利益	2,175
固定資産売却益	1,930
新株予約権戻入益	137
雇用調整助成金等	38
その他	69
特別損失	1,070
減損損失	790
新型コロナウイルス感染症による損失	221
その他	58
税金等調整前当期純利益	13,772
法人税、住民税及び事業税	4,335
法人税等調整額	322
当期純利益	9,114
親会社株主に帰属する当期純利益	9,114

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	68,010	流動負債	42,985
現金及び預金	49,737	支払手形	30
売掛金	9,565	買掛金	3,675
商品及び製品	3,715	短期借入金	21,073
仕掛品	100	1年内返済予定の長期借入金	8,834
原材料及び貯蔵品	412	リース債務	1,627
前渡金	0	未払金	4,209
前払費用	851	未払費用	1,760
短期貸付金	1,569	未払法人税等	985
未収入金	725	役員賞与引当金	191
その他	1,344	役員株式給付引当金	65
貸倒引当金	△12	株式給付引当金	48
固定資産	48,025	その他	483
有形固定資産	8,195	固定負債	26,658
建物	2,436	長期借入金	18,894
構築物	41	リース債務	725
機械及び装置	20	繰延税金負債	81
車両運搬具	2	再評価に係る繰延税金負債	472
工具、器具及び備品	86	退職給付引当金	915
土地	3,331	債務保証損失引当金	5,037
リース資産	2,278	長期預り保証金	20
無形固定資産	375	資産除去債務	220
借地権	25	製品自主回収引当金	37
ソフトウェア	286	その他	253
その他	63	負債合計	69,643
投資その他の資産	39,454	純資産の部	
投資有価証券	2,536	株主資本	43,942
関係会社株式	33,125	資本金	3,459
出資金	49	資本剰余金	8,352
長期貸付金	5,628	資本準備金	6,050
長期前払費用	68	その他資本剰余金	2,302
その他	160	利益剰余金	35,504
貸倒引当金	△2,115	利益準備金	747
資産合計	116,035	その他利益剰余金	34,756
		固定資産圧縮積立金	101
		国庫補助金圧縮積立金	0
		別途積立金	12,600
		繰越利益剰余金	22,055
		自己株式	△3,374
		評価・換算差額等	2,139
		その他有価証券評価差額金	1,089
		繰延ヘッジ損益	425
		土地再評価差額金	624
		新株予約権	310
		純資産合計	46,392
		負債純資産合計	116,035

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	77,078
売上原価	50,664
売上総利益	26,414
販売費及び一般管理費	21,137
営業利益	5,276
営業外収益	1,439
受取利息及び配当金	816
受取賃貸料	293
受取手数料	102
為替差益	156
その他	70
営業外費用	374
支払利息	246
貸与資産経費	117
その他	10
経常利益	6,342
特別利益	137
新株予約権戻入益	137
特別損失	491
減損損失	2
債務保証損失引当金繰入額	368
貸倒引当金繰入額	112
新型コロナウイルス感染症による損失	8
その他	0
税引前当期純利益	5,987
法人税、住民税及び事業税	1,567
法人税等調整額	78
当期純利益	4,341

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカラトミーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカラトミーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社タカラトミー 監査役会

常勤監査役 松 木 元 ㊟

監査役(社外監査役) 梅 田 常 和 ㊟

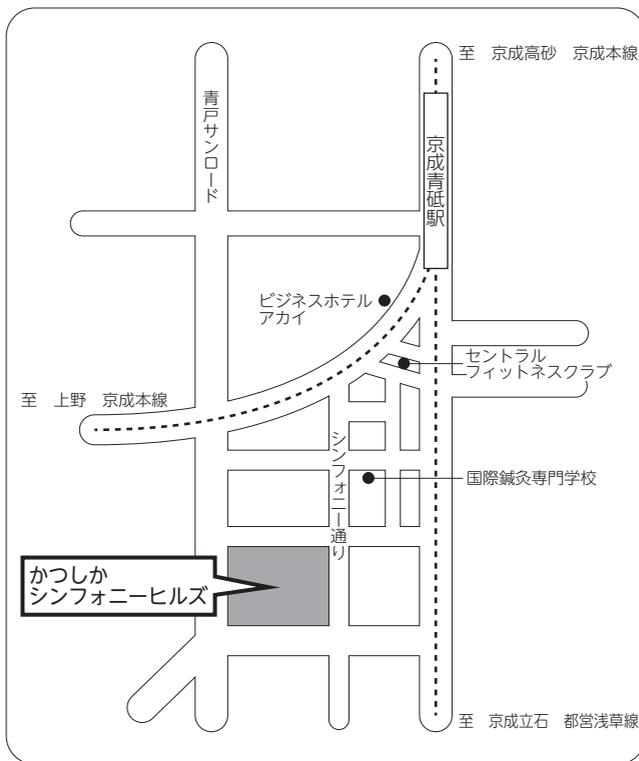
監査役(社外監査役) 吉 成 外 史 ㊟

監査役(社外監査役) 渡 邊 浩 一 郎 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール



交通のご案内

電車●京成青砥^{あおと}駅下車徒歩約7分

バス●JR亀有駅からJR新小岩駅行約15分、新小岩駅から亀有駅行約20分、文化会館かつしかシンフォニーヒルズ下車すぐ
(お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

